

令和2年度決算に係る

定期監査
決算審査
資料

令和3年7月

会計管理局 工事検査課

目 次

1	前年度指摘事項等に対する措置等	1	頁
	(1) 指摘事項		
	(2) 監査意見		
	(3) 決算審査意見		
2	前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項に対する処理状況	1	頁
3	職員の定員、現員調べ	1	頁
4	役付職員の調べ	1	頁
5	主な事業に関する調べ	2～3	頁
6	決算資料(総括表)	4	頁
7	事業別実施状況調べ	5	頁
8	予備費の充用調べ	5	頁
9	繰越関係調べ	5	頁
	(1) 継続費逐次繰越調べ		
	(2) 繰越明許費調べ		
	(3) 事故繰越調べ		
10	収入証紙取扱調べ	5	頁
11	現金の取扱状況	5	頁
	(1) 現金取扱状況		
	(2) つり銭の状況		
12	財産に関する調べ	5	頁
	(1) 公有財産		
	(2) 金券類の保有状況		
	(3) 基金		
	(4) 債権		
13	財産の貸付け及び使用許可調べ	5	頁
	(1) 土地及び建物		
	(2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの)		
14	借受不動産明細調べ	5	頁
15	職員駐車場の管理状況調べ	5	頁
	(1) 管理状況		
	(2) 減免の考え方		
	(3) 使用料の見直し		
16	寄附物件の受納状況調べ	5	頁
17	備品の処分状況調べ	5	頁
18	現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ	5	頁
	(1) 亡失、損傷の報告状況		
	(2) 物品確認の実施状況		
19	貸付金等状況調べ	5	頁
	(1) 総括表		
	(2) 償還状況		
○	意見、要望等	5	頁
	(1) 業務に関する要望等		
	(2) 監査委員事務局に対する意見・要望等		

1 前年度指摘事項等に対する措置等

- (1) 指摘事項 該当なし
- (2) 監査意見 該当なし
- (3) 決算審査意見 該当なし

2 前年度県議会決算審査特別委員会の指摘事項(口頭指摘を含む。)に対する処理状況 該当なし

3 職員の定員、現員調べ

該当なし

種別 区分	事務職員		技術職員		現業職員		計		備 考
	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	3.4.1 現在	2.4.1 現在	
定 員	0	0	12	12	0	0	12	12	
現 員	0	()	()	()	()	()	()	()	
過不足(Δ)	0	0	0	0	0	0	0	0	
臨時的 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計年度 任用職員	0	0	0	0	0	0	0	0	

4 役付職員の調べ

(令和3年7月1日現在)

職 名	氏 名	在職期間		備 考	
		年	月		
工事検査課	工事検査課長	林 親生	2	3	米子工事検査事務所検査専門員、米子工事検査事務所所長兼検査専門員から引き続き、通算期間 5年3月
	総括検査専門員	井上 嘉之	2	3	
	検査専門員	末好 正名	3	3	
	検査専門員	原 雅人	1	3	
	検査専門員	佐々木 寿	2	3	
	検査専門員	西村 尚朋	0	3	
	検査専門員	井上 武志	0	3	
	課長補佐	(兼)伊藤 裕子	0	3	会計指導課課長補佐
米子工事検査事務所	米子工事検査事務所長兼検査専門員	松本 和芳	0	3	米子工事検査事務所検査専門員から引き続き、通算期間 1年3月
	検査専門員	石河 治	0	3	
	検査専門員	浦田 悦雄	0	3	
	検査専門員	山本 光一	0	3	
	課長補佐	稲田 成生	2	3	

5 主な事業に関する調べ

(単位:千円)

事業名	決算額	財源内訳			
		国庫支出金	起債	その他	一般財源
建設工事検査・評価事業	3,388	0	0	0	3,388
将来ビジョン		—			
令和新時代創生戦略		—			
政策項目		—			

1 建設工事検査事業

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

建設工事の品質を確保するため、各事業所管課からの報告に基づき、県が行う建設工事(県工事)、県費補助に係る建設工事(県費補助工事)及び市町村等から委託を受けた建設工事(市町村等工事)の検査を行うと共に、県が行う工事については原則として成績評定を行う。

(イ) 事業の実施状況

当初請負対象設計金額が1,500万円以上(建築・設備工事にあつては1,000万円以上)の県工事、全ての県費補助工事及び市町村等工事の検査を専任検査員(工事検査課及び米子工事検査事務所の職員)が行い、また、それ以外の工事の検査を兼務検査員(本庁及び各総合事務所等の建設工事实施課の係長以上の職員)が行った。

なお、検査には次の3種類がある。

- ・中間検査…工事の適正な執行を確保するために行う検査
- ・完成検査…工事の完成を確認するために行う検査(指定部分の完成検査を含む)
- ・出来形検査…請負契約解除時において工事の出来形部分を確認するために行う検査

(1) 専任検査員検査件数(11名)

(単位:件)

区分	農林	土木	建築	設備	合計	
県工事	中間検査	32	151	37	30	250
	完成検査	39	665	57	104	865
	出来形検査					0
県費補助工事	中間検査					0
	完成検査			4		4
	出来形検査					0
市町村等工事	中間検査					0
	完成検査		8	2		10
	出来形検査					0
合計	中間検査	32	151	37	30	250
	完成検査	39	673	63	104	879
	出来形検査	0	0	0	0	0
合計	71	824	100	134	1,129	

(※)1,129件には、応援検査員(年度末の検査の集中時期に臨時的に任命する兼務検査員58名)による検査177件を含む。

(2) 兼務検査員検査件数(64名)

(単位:件)

区分	農林	土木	建築	設備	合計	
県工事	完成検査	7	134	57	85	283
	出来形検査					0
市町村等工事	完成検査		3			3
	出来形検査					0
合計	完成検査	7	137	57	85	286
	出来形検査	0	0	0	0	0
合計	7	137	57	85	286	

(※)中間検査は、当初請負設計対象金額が、2,000万円以上の工事について行うため、兼務検査員はこれを行わない。

(3) 検査による修補、手直し及び工事成績に対する不服申立

① 修補 (設計図書等との不適合)

農林	土木	建築	設備	計
	2件			2件

② 手直し (軽微な設計図書等との不適合)

農林	土木	建築	設備	計
4件	16件		5件	25件

③ 不服申立 (成績評定に不満がある場合に受注者が行うもの)

農林	土木	建築	設備	計
	1件			1件

<対応状況(結果)> 「申立ての一部を認め、工事成績の修正を行う。」とする対応措置について、鳥取県建設工事等入札・契約審議会に意見を聴いたところ、「修正を求めるとの意見をいただき、それに従い修正した。

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

工事成績評定要領について、加点項目の見直し、他の項目についても不明確な文言をより具体的な記載に改め、判断基準をより明確化させた。

例1「出来形及び出来ばえ」、「出来形」の不可視部分の出来形写真について、備考欄に留意事項を追記
不可視部分の出来形写真についての適用に誤りが生じないよう、また、施工状況写真と混同しないように留意すべき事項を審査項目別運用表の備考欄に追記した。

(追記内容)

「様式土3-4 3出来形及び出来ばえ I 出来形 4)不可視部分の出来形が、写真で確認できる。」について備考欄に次の趣旨の内容を追記した。

- ・当該項目では仕様書などによって、撮影することを規定された不可視部分の写真以外は評価しない。
(不可視部: 工事完了後は土中に埋まるなどして、その寸法を確認できなくなる構造物の部分)

例2 比較的工事検査が多い工種の評価様式を追加

現行の審査項目別運用表にない工種については、工事検査ごとに仕様書や基準書に規定されている品質に関わる重要な項目を6つ選び出して検査員が様式を作成し、工事成績評定を行っています。このうち、近年、比較的検査の頻度が多くなった工種について、新たに品質と出来ばえの様式を追加した。

(追加様式)

- ・Ⅱ 品質 落橋防止装置工事、橋梁補強工事(橋脚巻き立て工)、高エネルギー吸収型落石防護柵工事
- ・Ⅲ.出来ばえ 橋梁補修修繕工事、落橋防止装置工事、橋梁補強工事(橋脚巻き立て工)、高エネルギー吸収型落石防護柵工事

その他、工事検査時の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、次の事項を徹底した。

- ・立ち合いは、必要最小限とし、発熱、風邪症状等がみられる者の臨場をさせない。
- ・マスクを着用し、出席者同士可能な限り間隔確保して、極力短時間で実施する。
- ・接触者の確認のため、出席者の氏名を記録する。

ウ 成果及び効果

工事成績評定要領の見直しにより判断基準がより明確化され、また、各種研修等により検査員の技術・技能を向上させることにより、検査の公平性の確保が図られた。

エ 課題

検査員間の評定視点及び経験等の違いによる成績評定のバラツキを極力少なくし評価の統一性を図るため、引き続き現場に即した判断基準等の見直しを実施していく必要がある。

2 公共事業評価事業

ア 目的及び事業の実施状況

(ア) 目的

県が行う公共事業を鳥取県公共事業評価委員会に諮問し、客観的な評価を受けることにより、公共事業の効果的・効率的かつ適正な執行を図る。

(イ) 事業の実施状況

委員会開催2回、 答申1回

(単位:件)

区分	諮問	答 申		
		継続・妥当	中止・妥当でない	継続審査・保留
事前評価	0			
再評価	2	2		

- ・事前評価: 新たに着手する事業計画の妥当性等について評価
- ・再評価: 着手後一定期間経過した事業の継続の適否等について評価

<対象事業>

- ・一般国道313号道路改築事業(北条倉吉道路(延伸))[北栄町]
- ・水貫川河川改修事業(水貫川排水機場)[米子市]

イ 令和2年度の事業実施に当たり改善等に取り組んだ点

評価対象事業への理解を深め、県民目線でよりの確に判断していただくため、新たに以下の改善等に取り組んだところである。

①用語集の作成等分かり易い資料作り

・従来の資料は専門用語が多く県民視点の委員からわかりづらいとの意見があり、事前配布資料に用語集を追加したほか、資料全般を出来る限り平易な表現とし、各委員が理解を深めていただくための一助とした。

②担当者による説明

・従来の説明は担当課長が全てを説明していたが、現場を熟知している直接の担当者も説明に加えさせることで審議が円滑に進行し、委員からは非常に分かり易い説明であったと評価を受けた。

③新型コロナウイルス感染症拡大防止への取組

・委員会の開催に際し、各委員に対し事前に、マスク着用や消毒などへの協力をお願い文書を配布し、感染症予防対策の徹底を図るとともに、当日は、2週間以内に海外や県が独自に指定する感染に警戒する地域のうち特別感染警戒地域に行ったか等について、問診票への記載をお願いし、出席が可能であるかの事務局の判断材料とする等、感染拡大防止に努めた。

・令和2年度の知事への答申については、従来、会長と委員同席で、会長から手交により行っていたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から取りやめ、答申文書の送付とした。

ウ 成果及び効果

- ・公開の場で県民の視点に立って評価することにより、事業の内容等について透明性・客観性の向上に寄与した。
- ・事業の必要性にかかる説明責任を果たすことについて、事業課職員の更なる意識改善が図られた。

エ 課題

特になし。

6 決算資料
一般会計(歳入)

区分	科目	予算現額			調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び繰越事業費 繰越財源充当額					
歳	雑	0	0	0	8,060	8,060	0	0	
入	合計	0	0	0	8,060	8,060	0	0	

一般会計(歳出)

区分	科目	予算現額				支出済額 (決算額)	支出済額の内訳		年度 繰越 繰越	差引残額 (不用額)	備考
		当初予算額	補正予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予備費 支出及び 繰増減		計	本庁			
歳	一般管理費	3,978,000	0	0	0	3,387,148	3,387,148	0	0	590,852	A-B-C
出	合計	3,978,000	0	0	0	3,387,148	3,387,148	0	0	590,852	

7 事業別実施状況調べ

(単位：円)

事業名	予 算 現 額					支出済額 (決算額) B	翌年度 繰越額 C	差引残額 (不用額) A-B-C	執行率 B/A	事業計画と 実績・成 果、不用額 の理由等
	当初 予算額	補正 予算額	継続費及び 繰越事業費 繰越額	予 備 費 支出及び 流入増減	計 A					
(一般管理費) (主)建設工事 検査・評価事業	3,978,000	0	0	0	3,978,000	3,387,148	0	590,852	85.1%	主な事業に 関する調べ のとおり
目 計	3,978,000	0	0	0	3,978,000	3,387,148	0	590,852		

8 予備費の充用調べ 該当なし

9 繰越関係調べ

- (1) 継続費逐次繰越調べ 該当なし
- (2) 繰越明許費調べ 該当なし
- (3) 事故繰越調べ 該当なし

10 収入証紙取扱調べ 有・無

11 現金の取扱状況

- (1) 現金取扱状況 有・無
- (2) つり銭の状況 有・無

12 財産に関する調べ

- (1) 公有財産 該当なし
- (2) 金券類の保有状況
ア 金券の保有状況 有・無

イ タクシーチケットの保有状況

(令和3年3月31日現在)

前年度末未使用枚数	本年度中		本年度末未使用枚数
	購入枚数	使用枚数及び金額	
枚 12	枚 0	枚 0	枚 12
		円	

- (3) 基金 該当なし
- (4) 債権 該当なし

13 財産の貸付け及び使用許可調べ

- (1) 土地及び建物 該当なし
- (2) 物品(1品の取得価格が100万円以上のもの
及び寄附受納時の評価額が100万円以上のもの) 該当なし

14 借受不動産明細調べ 該当なし

15 職員駐車場の管理状況調べ

- (1) 管理状況 該当なし
- (2) 減免の考え方 該当なし
- (3) 使用料の見直し 該当なし

16 寄附物件の受納状況調べ 該当なし

17 備品の処分状況調べ 該当なし

18 現金、有価証券、物品の亡失、損傷調べ

- (1) 亡失、損傷の報告状況 有・無
- (2) 物品確認の実施状況 有・無

19 貸付金等状況調べ

- (1) 総括表 該当なし
- (2) 償還状況 該当なし

○ 意見、要望等

- (1) 業務に関する要望等 なし
- (2) 監査委員事務局に対する意見・要望等 なし